

自衛隊の初の海外「派遣」は、湾岸戦争終了直後の1991年4月の掃海艇派遣です。その後多数回にわたり「PKO法」に基づく派遣や、2001年のアメリカでの同時多発テロ事件後に「特別措置法」に基づいて米軍を支援するための派遣等がなされました。しかしながら、憲法9条とそれを愛する市民の強い反対で、武力行使は禁止されてきました。

安倍政権下で

第2次安倍政権下の2014年7月1日、憲法の解釈変更だけで集団的自衛権行使を容認しました。そして、2015年9月、安保関連法(戦争法)を強行したのです。

戦争法は「存立危機事態」において集団的自衛権の行使を容認し、米国の起こす戦争への参加が可能になりました。国連憲章51条は集団的自衛権行使を認めています。あくまで武力攻撃を受けた場合が前提です(但し、米国は先制攻撃を当然としています)。また、「国際平和共同対処法事態」や「重要影響事態」と称して、世界中どこでも、米軍等の後方支援を可能にしたのです。戦争法により、日本は「海外で戦争できる国」になりました。

海外で戦争する軍隊へひた走る

① 自衛隊はいま

戦争法の具体化

2021年4月の日米首脳会談で、1969年11月の佐藤・ニクソン共同声明以来52年ぶりに「台湾有事」が明記されました。21年12月21日に安倍元首相は「台湾有事は日本有事」と発言しています。

自衛隊も米海兵隊にならって水陸機動隊を設置し、また米国の後追いで宇宙作戦部隊を設置するなど、部隊の増強・強化を進めています。

南西諸島(鹿児島県の奄美大島、馬毛島、沖縄県の宮古島、石垣島、与那国島等)では、米空母艦載機離発着訓練基地、ミサイル基地、弾薬庫が置かれるなど、中国を意識した軍事拠点化が進められています。沖縄本島・南西諸島が再び戦場にな

る危険性が增大しているのです。

また、21年9月から11月にかけて陸上自衛隊実働部隊のほぼ全体を動員する戦後最大規模の軍事演習が、同年12月には米軍の「遠征前進基地作戦(EABO)」を踏まえた初の日米共同訓練が東北と北海道で実施されました。日米共同訓練は以前から実施されていましたが昨年頃から訓練規模が大規模化し、米国以外に日米豪印(クワッド)やNATO加盟国も参加するようになりました。

さらに重大なのが、軍事予算の増大で、毎年過去最大を記録しています。22年度予算案として5兆3687億円の軍事費を計上しています。21年度の補正予算を加えると6兆1744億円でGDP比1.7%を遂に突破しました。自民党はさらに大幅な増額を狙っています。

こうした動きの背後には、常に米国の圧力が存在します。一連の「アイミテージ報告」↓「日米ガイドライン」↓「2+2」↓「日米首脳会談の流れを検討すれば明らかでしょう。軍事費増大についてもトランプ前大統領はNATOや日本など同盟国に対してGDP比2%を要求していました。

急速な「戦争する国」への流れの最先端には、「敵基地攻撃論・改憲論」がありますが、これらは次回以降に解説します。

今年の総選挙で自民党、公明党、日本維新の会などの改憲勢力が3分の2以上の議席を確保したことを受け、改憲の動きが急速に強まっています。岸田政権は改憲と一体に、「敵基地攻撃能力」の保有検討や大軍拡を進めています。今号から京都憲法会議による緊急連載「いま、なぜ?改憲論議」を始めます。



昨年12月に行われた陸上自衛隊と米海兵隊の共同訓練

(陸自ホームページより)

(岩佐英夫弁護士)